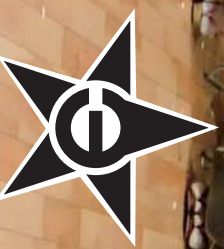


P 2	町政を問う（一般質問）
P 6	議案の審議
P 10	二十歳を祝う会
P 11	意見書（地方の声を国政の場へ）
P11・12	議案審議の結果
P 13	議案の採決結果
P 14	議会のうごき



# とうまの議会



二十歳を祝う会

No. **199**  
2024（令和6）年  
2月



# 令和5年 第4回定例会

令和5年第4回定例会町議会は12月15日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、行政報告、4議員からの一般質問につづき、専決処分の承認、人権擁護委員候補者の推薦、条例の制定・条例の改正7件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更、補正予算6件、意見案などについて審議されました。

なお、今号では第5回臨時会（10月23日開催）、第6回臨時会（11月27日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は11・12ページをご覧ください。）



ここが  
聞きたい

## 町政を問う！

第4回定例会では、西川、深谷、片原、加藤の4議員が一般質問を行いました。（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスすると  
カラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会  
<http://town.tohma.hokkaido.jp/gikai/>





**Q** コミュニティバス等の導入について

**A** デマンド交通を検討

西川 泰弘 議員

**問**

西川議員  
高齢化社会と言われてい  
る現代において、2025年に  
は団塊の世代が後期高齢者に到  
達することで、更に高齢化が加  
速すると共に一人暮らし世帯の  
増加が見込まれます。今後、高

齢者の生活環境、意識や価値観  
が一層多様化することを踏まえ  
た対策の構築が求められます。

現在はまだ、福祉支援や介護  
支援を受けるに至っていないもの  
の、買物や病院等へ出掛けるの  
に車が無く不便を感じる、足腰  
が悪く歩くのも辛いなど、町民  
個々が様々な問題を抱えている  
現状であります。更に、高齢者  
だけでなく子育て世代などにお  
いても交通弱者である方もいま  
す。

町内における交通事情を見ま  
すと、今後を含め現状に充分に  
対応されていると感じられず、  
コミュニティバス等の導入など  
高齢者等が町内を移動する為の  
施策が必要であります。他町村  
の状況を見ますと、既に自治体

DXを活用したコミュニティ  
バスやデマンドバスを導入して  
町民の足の確保に取組まれてい  
る事例もあります。

本町として今後、地域交通の  
利便性向上に向け、どの様な取  
組みを考えられるかお伺いしま  
す。

**答**

遠藤副町長

町内の公共交通については  
は、JR・道北バス・タクシー  
による民間交通の他、町で委託  
するスクールバスによる混乗型  
の路線バスの運行や、外出支援  
サービスによる病院や金融機関  
等への送迎、高齢者買い物支援  
サービスといった福祉・介護系  
の移動支援など、複数の施策に  
より移動の確保を行っております。

しかしながら、福祉・介護系  
の支援要件に該当しない方や、  
近くにバス停がないといった交  
通空白地域に住む方など、移動  
に不便を感じているのが現状で  
す。

昨年行った、まちづくりアン  
ケートでも「交通の利便さ」に  
30%の方が不満を感じており、  
生活基盤で特に必要な施策に

「公共交通の維持」が47%と一  
番多く挙げられていたことを踏  
まえ、今年度よりそれぞれの担  
当者による全体的な検討を行っ  
ているところでです。

現在、予約に応じて運行する  
「デマンド交通」を令和7年度  
の導入に向けて検討しています。  
町内の主な施設やお店、自宅周  
辺などに細かくバス停を設ける  
ことで、路線を走るバスと比べ  
て、自宅や目的地に近い場所ま  
で移動できるもので、乗合にな  
りますが、低料金で利用できる  
仕組みを考えています。

また、委託している複数の交  
通施策も一体的に見直し、住民  
の利便性を図り、当麻町に適す  
る交通を検討しますので、ご理  
解願います。

**問**

西川議員

農村地帯、郡部において  
も今後、交通の利便性改善に向  
けて考えられているか。

**答**

遠藤副町長

デマンド交通を考えてい  
ます。特にバス停を設  
けることではなく、各  
居宅の前を予約地点と  
して、考えています。





Q

## 高齢者買い物支援制度の

## 拡充は

A

## デマンド交通の導入までは 現状通り運用

深谷 俊文 議員



深谷議員

**問** 現在本町では、高齢者の在宅福祉サービスとして自宅から市街地の商店までを無料送迎車により送迎するとともに、安否確認を実施しています。

利用対象者は75歳以上の方のみで構成される世帯で、自家用自動車等の移動手段を持たない世帯となっています。

便利な施策ですが、現金で買い物をする人が多い高齢者の場合、金融機関に立ち寄ってから買い物に行きたいという方が多いようです。

町内の金融機関は、旭川信金、北洋銀行、ゆうちょ銀行が隣接し、その少し離れたところにJ Aバンクがあります。

現在の買い物支援制度は、送迎対象が自宅と商店、店舗までとなっていますが、希望すればこれらの金融機関に立ち寄ることができる様、制度の拡充を行うことができなにか、町長の考えを伺います。

答

遠藤副町長

高齢者買い物支援については、自宅から市街地の商店、店舗間を無料送迎車により運行し、買い物支援サービスを実施しながら、安否確認も併せて実施しているところです。

その際、現金で買い物をする機会が多い高齢者のために、買い物の前に金融機関に立ち寄る事ができる様、制度拡充を、との事でありますが、平日に買い物支援を利用される高齢者と、土曜日に買い物支援を利用される高齢者では、各金融機関の利用者間サービスに差が生じ、不



公平感を感じることも考えられます。また、地域ごとに利用する曜日を決めていますので、一度決定した曜日を別の曜日に変更することは、混乱を招く恐れもあります。

なお、このサービスは、あくまでも日常生活に必要な食料品及び日用雑貨品等の購入が困難な高齢者を対象としており、開始から10年間、特段の苦情等もなく運行しています。加えて、町全体の交通施策を一体的に見直し、「デマンド交通」の導入を検討していることから、それまでは現行の買い物支援サービスを引続き現状通り運用したいと考えています。



**問** 片原議員  
 消防吏員は、消火活動や火災予防活動、救急活動や救助活動など住民の大切な命と個人公共の財産を守る職務に日夜あたっています。  
 本町には、現在18人の消防吏員がおり、消防団員は令和5年



**Q** 消防吏員の増員について

**A** 現状を分析し、検討

片原 康夫 議員

9月1日現在で97人、平成25年3月31日時点では消防団員が115人でしたので、18人減少しました。

令和4年版消防白書によると全国の消防団員数は、令和4年4月1日時点、78万3,578人で平成30年以降1万人以上の減少が続く、特に令和4年には前年比2万人以上が減少、初めて80万人を下回る状況にあり、今後も減少傾向が続くと予想されます。

また日々進化する消火活動や救急活動、救助活動は、より迅速・的確な初動対応、より高度な技術の習得、より専門的な業務が、必要になると予想されることから、消防吏員を増やしてはどうかと思いますが、町長の考えを伺います。

**答**

遠藤副町長

本町の消防職員は、現在18名の職員で消防業務を遂行しており、出動件数は、令和4年度が、火災5件、救急334件、令和5年度はこれまでに、火災7件、救急346件の対応を行っています。

より迅速・的確な初動対応、より高度な技術の習得、より専門的な業務の必要性のため、消防吏員を増やしてはどうかということでしたが、救急需要の増加や災害・事故への役割の多様ななど、消防の担う役割はますます重要となっている中で、消防吏員は、様々な想定のもと、日々訓練と研鑽を重ねているほか、近隣3町での災害時特命出動による広域連携を行うなど、現在の人員で対応できる体制を整えています。

更なる消防・救急体制強化のためには、職員の増員をしていくことも考えられますが、そのためには、職員の労務管理や年齢構成など、現状をしっかりと分析したうえで、検討していく必要があると考えます。  
 また、財政状況に影響するこ

とでもあることから、慎重に検討を行い、消防力の強化について、適切に対応したいと考えています。

町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は3月です。  
 お気軽にお越しください。

## Q ヤングケアラーの実態調査

### A 要対協により

### 取り組みを強化

加藤 功 議員



## 問

加藤議員  
ヤングケアラーは慢性的

な病気や障害のある親の介護・幼いきょうだいの世話などを日常的に担う18歳未満の子どものことを言います。

## 答

遠藤副町長

ヤングケアラーの問題は、子どもでは抱えきれない責任や負担の重さから、本人の学業や友人関係などに影響を及ぼす可能性があると言われており、憂

ヤングケアラーの国の調査では、小学生15人に1人、中学生17人に1人、高校生24人に1人と公表されており、当麻町においても皆無ではないと思います。この問題で現状を把握するのはむずかしいのが実態ではないでしょうか。周囲の大人が子どもの生活状況に目をむけ寄り添う必要があると思いますが、町として、今後、実態把握にどのように対応していけるのか、町長の考えを伺います。

慮すべきことと捉えています。

町によるこの問題の実態把握につきましても、ヤングケアラーと定義される子どもたち本人にその意識が薄い、または、ケアラーであることを知られたくないと考える子どもたちも多いと指摘する、関係機関の報告もあり、適切な現状把握は難しい側面があると考えております。

町としては、現在、ヤングケアラーに限らず、児童虐待等、つらさや困難を抱えた子どもへの気付きと対応に万全を期すべく、町要保護児童対策地域協議会（要対協）により守秘義務が課される中、随時情報を共有しつつ、対策を協議する取り組みを強化しています。



## 専決処分

令和5年度当麻町一般会計補正予算（第9号）

現行の予算に歳入歳出それぞれ7,575万5千円を追加し、78億9,871万1千円としました。

物価高騰の影響を受ける住民税非課税世帯を引き続き支援するため、一世帯あたり七万円を給付する住民税非課税世帯臨時給付金給付事業の経費を増額補正しました。



## 推せん

人権擁護委員候補者の推薦について

令和6年3月31日で任期満了となる安藤よしひこ氏（3条西3丁目）を引き続き推薦することに適任として答申しました。



## 条例

当麻町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について



総務省からの移行要請を踏まえ、安定した事業運営を行うため、下水道事業に係る会計方式を、地方公営企業法を適用した公営企業会計に移行するため、関連する条例について一括して改正等を行うものです。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用します。

**当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について**

この条例は、保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準を定めた、内閣府令の規定に従い定められており、この基準府令の改正に伴う条項ずれ、文言の整理が必要なことから改正するものです。

なお、この条例は、公布の日から施行します。

**当麻町国民健康保険条例の一部を改正する条例について**

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が、令和

5年5月に公布され、地方税法の一部を改正する法律等が令和6年1月1日から施行されることに伴い、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額について新たに規定を設ける改正を行うものです。

なお、この条例は、令和6年1月1日から施行します。

**当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について**

公営住宅、定住促進住宅の共用部や共同施設に係る電気料金を、これまで住棟ごとに実費を集金し、入居者が直接電力会社に支払っていたものを、入居者の利便性の向上と負担軽減のため、「共益費」として、町が家賃と併せて入居者から徴収し、電力会社へ支払うという改正を行いました。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものです。

**当麻町営住宅条例の一部を改正する条例について**

老朽化により用途を廃止した町営住宅グリーンヒル団地1号の除却が完了したため、所要の改正を行いました。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和5年6月20日から適用します。

**当麻町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について**

今回の改正は、空家等対策の推進に関する特別措置法が改正され、特定空家等になるおそれのある管理不全空家等に関する規定が新設されたため、条例でも管理不全空家等に対する指導・勧告について新たに規定するほか、同法の改正により条項の整理等所要の改正をするものです。

なお、この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。



**協約の変更**

**連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について**

協約内容の変更は、「地域医療」に、旭川市内医療機関を利用する上川中部圏域在住者が安心して在宅当番医を利用できるように、応分の費用負担で診療体制を確保・維持する「初期救急医療の連携」の追加と、「不登校児童生徒の受入機関の共同利用」の施設名称を改めるものです。



**補正予算**

**令和5年度当麻町一般会計補正予算(第10号)**

現行の予算に1,585万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ79億1,456万5千円となりました。

**◎補正の主な内容**

燃料高騰の影響を受けている道北バス支援のための当麻町地域間幹線系統支援金、制度改正に伴う戸籍総合システム及び住民基本台帳システムの改修費、灯油単価の高騰に伴う冬の生活支援費、畑地化に取組む面積に係る費用支援のための畑地化促進事業費、復旧工事のためのス

ポーツ公園災害復旧費などを増額補正しました。

質 疑

善光議員

**問** 道北バスの支援については、定期的に話し合いをした上で決めているのか。

答

まちづくり推進課長  
広域の幹線系統ですので、

定期的に情報交換をしながら、支援の在り方等について協議し、進めています。

**令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）**

現行の予算に77万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億7,930万9千円としました。

◎補正の主な内容

マイナンバーカードの保険証利用周知用リーフレットの作成費、産前産後期の国民健康保険税免除措置に係る国保システム改修委託料を増額補正しました。

**令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第4号）**

現行の予算に177万8千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,917万1千円としました。

◎補正の主な内容

子宮頸がんワクチン接種件数の増と発熱外来件数の増等に伴い、ワクチンとPCR検査キットの追加購入費用などを増額補正しました。

**令和5年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）**

現行の予算に1万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,051万4千円としました。

◎補正の主な内容

マイナンバーカードの保険証利用周知用リーフレット作成の印刷製本費として増額補正しました。

**令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）**

現行の予算に108万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ11億9,955万9千円としました。

◎補正の主な内容

第9期介護保険事業計画に対

応する介護保険システム改修委託料、給付件数の増により居宅介護住宅改修給付金などを増額補正しました。

**令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）**

現行の予算に16万2千円を追

令和5年10月23日開催

第5回臨時会

財産の貸付、工事請負契約2件、補正予算について審議しました。

〔議案審議結果は11ページをご覧ください〕



財産

財産の貸付について

旧北星小学校を、鹿の角を主原料とした健康食品等の製造・販売を行うための拠点施設として借用したいとの申請があったことから、上川郡当麻町北星1区、株式会社カノコ（代表取締役 範本文哲）に貸し付けるもので、貸付財産は、土地・建物（体育館部分を除く）で現状有

加し、歳入歳出それぞれ1億7,363万5千円としました。

◎補正の主な内容

令和6年度より公営企業会計に移行するため、事務用品等の事前準備による下水道事業事務経費、借入利率の変更に伴う町債利子などを増額補正しました。



契約

工事請負契約の締結について

廠舎川の河川改修工事、延長676メートルを施工するものです。

入札の結果、平井建設工業株式会社（代表取締役 平井健一郎）が、1億945万円で落

姿、施設の修繕費用の一切を借主が負担することを条件に無償で貸し付けるものです。



札し仮契約を締結、地方自治法及び町条例の規定により、議決後、本契約を締結します。

**工事請負契約締結の議決事項の変更について**

令和5年第2回当麻町議会定例会で議決した、地域防災拠点施設舗装工事について、工事内容に一部変更が生じたことから、契約金額を変更するものです。

変更内容は、既設側溝劣化による側溝トラフの新設、掘削土処分における分別処理作業の追加に伴う経費の増など、「5,786万円」を「6,596万7千円」に変更するものです。



**補正予算**

**令和5年度当麻町一般会計補正予算(第7号)**

現行の予算に3,291万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億1,221万6千円としました。

◎補正の主な内容

カラープリンタの故障による更新費、百間掘川河川改修事業で、大雨による大型トラフ倒壊

に係る改修費、清水川河川改修事業で、大雨の影響により倒壊した護岸の改修及び河道内の土

令和5年11月27日開催

**第6回臨時会**

条例改正4件、補正予算5件について審議しました。

〔議案審議結果は12ページをご覧ください〕



**条例**

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、公務員と民間給与の支給割合の格差解消を図るため、期末勤勉手当の年間支給月数を4・40カ月から4・50カ月とし、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げました。

これに伴い、職員の支給割合

砂除去費などを増額補正しました。

を準用する会計年度任用職員についても併せて改正しました。

当麻町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告により職員の期末勤勉手当の支給月数が改正されたことに伴い、特別職の職員及び町議会議員の期末手当支給割合を職員と同じく改正するもので、年間100分の440から100分の450としました。



**補正予算**

**令和5年度当麻町一般会計補正予算(第8号)**

現行の予算に1,074万円を追加し、歳入歳出それぞれ78億2,295万6千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う期末手当の支給月数の改定、初任給及び若年層の俸給月額引き上げに伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

**令和5年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第3号)**

現行の予算に56万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,739万3千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

**令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)**

現行の予算に85万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ11億9,847万8千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

現行の予算に7万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億7,347万3千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和5年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の収益的収入及び支出の総額に35万6千円を追加し、それぞれ2億2,363万1千円としました。

◎補正の主な内容

人事院勧告に伴う給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

おめでとうございます

# 二十歳を祝う会

1月7日、まとまーるにおいて、「令和6年 二十歳を祝う会」が挙行されました。出席者は来賓から祝辞を受け、成人としての責任と自覚を持ち歩んでいくことを誓いました。今年には式典の後に交流会が行われ、小・中学校の先生方からの懐かしいお話しや学校時代のスライドが流れるなど、久しぶりに集まった仲間で盛り上がっていました。



令和5年11月16・17日  
常任委員会所管事務調査を実施  
当別町・富良野市を視察

総務文教常任委員会・産業福祉常任委員会合同による令和5年度常任委員会所管事務調査を11月16・17日に、当別町・富良野市を視察して行いました。

自治体DX推進に向けた取組みをテーマに、当別町では「チャットGPT」について、富良野市では「書かない窓口」と「予約制乗り合いサービス」についての教示を受け帰庁しました。



当別町





## 意見書

## 地方の声を 国政の場へ

第4回定例会で意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。内容は下記のとおりです。

## 刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者の人権救済は人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、いわば再審のルールが存在しない状態となっているため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官によってまちまちとなっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じているが実情であって、このような格差を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という、いわば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

よって、国においては、次の事項について、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

## 記

1. 再審請求手続において捜査機関が保管する全ての証拠を開示すること。
2. 再審開始決定に対する検察官の不服申立てに制限を加えること。

## 議案審議の結果

## 第5回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	財産の貸付について	原案可決	10月23日
議案第2号	工事請負契約の締結について	原案可決	
議案第3号	工事請負契約締結の議決事項の変更について	原案可決	
議案第4号	令和5年度当麻町一般会計補正予算（第7号）	原案可決	

委員 岸山尚弘  
委員 上杉達弘  
副委員長 片原康夫  
委員長 西川泰弘

## 編集

議会報編集特別委員会



富良野市



ワイン工場



# 議案審議の結果

## 第 6 回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	11月27日
議案第2号	当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第3号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	令和5年度当麻町一般会計補正予算（第8号）	原案可決	
議案第6号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第3号）	原案可決	
議案第7号	令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第8号	令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第9号	令和5年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	

## 第 4 回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて	承認	12月15日
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	
議案第1号	当麻町下水道事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	原案可決	
議案第2号	当麻町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第3号	当麻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町公営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	当麻町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	当麻町営住宅条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第7号	当麻町空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第8号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	原案可決	
議案第9号	令和5年度当麻町一般会計補正予算（第10号）	原案可決	
議案第10号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	
議案第11号	令和5年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第4号）	原案可決	
議案第12号	令和5年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第13号	令和5年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	
議案第14号	令和5年度当麻町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決	
意見案第1号	刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出について	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	



議案の採決結果

	片原議員	上杉議員	加藤議員	餌取議員	善光議員	深谷議員	西川議員	岸山議員	澤田副議長	中港議長
第5回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第6回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	—
第4回定例会										
承認第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
諮問第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第12号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第13号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第14号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

# 議会のうごき

11月11日 ⇨ 2月13日

議会の傍聴や、  
議事堂の見学を  
してみませんか。

## スキー教室



- |            |           |  |             |
|------------|-----------|--|-------------|
| <b>11月</b> | 10日       | 功労表彰式  |             |
|            | 13日       | 上川中央部市・町議会議長会正副議長研修会                         | (正副議長⇒上川町)  |
|            | 16~17日    | 常任委員会所管事務調査                                  | (当別町・富良野市)  |
|            | 18日       | 植林研修会(親子山)                                   |             |
|            | 20日       | 大雪浄化組合議会第2回定例会                               | (組合議員)      |
|            |           | 愛別町外3町塵芥処理組合議会第2回定例会                         | (組合議員)      |
|            |           | 上川中部福祉事務組合議会第2回定例会                           | (組合議員)      |
|            | 21日       | 全員協議会  |             |
|            | 22日       | 商工会意見交換会                                     |             |
|            | 24日       | 上川中央部市・町議会事務局長・担当者会議                         | (局長・係長⇒旭川市) |
|            | 25日       | 交通安全町民集会                                     |             |
|            | 27日       | 第6回臨時会<br>全員協議会                              |             |
|            | 28日~12月2日 | 町村議会議長全国大会・上川町村議会議長会臨時総会・<br>上川管内町村議会議長現地研修会 | (議長⇒東京・四国)  |
|            | 30日       | 総務文教常任委員会                                    |             |
| <b>12月</b> | 1日        | 産業福祉常任委員会                                    |             |
|            | 7日        | 議会運営委員会                                      |             |
|            | 8日        | 障がい者福祉の集い<br>市街地区町内会連合会役員等研修会                |             |
|            | 15日       | 第4回定例会<br>全員協議会<br>防災拠点施設現地視察<br>議会報編集特別委員会  |             |
|            | 20日       | 歳末における地域安全活動                                 | (議長)        |
|            | 22日       | 議会報編集特別委員会<br>大雪消防組合議会第5回定例会                 | (組合議員⇒美瑛町)  |
| <b>1月</b>  | 5日        | 当麻消防出初式                                      |             |
|            | 7日        | 二十歳を祝う会                                      |             |
|            | 9日        | 新年交礼会  |             |
|            | 11日       | 上川町村議会事務局長後期研修会                              | (局長⇒旭川市)    |
|            | 19日       | 議会報編集特別委員会                                   |             |
|            | 22日       | 全員協議会  |             |
|            | 26日       | 上川中央部市・町議会議長会定例会議                            | (正副議長)      |
|            | 29日       | 議会報編集特別委員会(リモート)                             |             |
| 31日        | 第1回臨時会    |  |             |
| <b>2月</b>  | 2日        | 上川中部福祉事務組合議会第1回臨時会                           | (組合議員)      |